

令和3年8月1日、消費生活用製品安全法施行令が改正され、特定保守製品に指定されていた7製品（屋内式ガス瞬間湯沸器（都市ガス用/LPガス用）、屋内式ガスふろがま（都市ガス用/LPガス用）、ビルトイン式食器洗機、密閉燃焼式石油温風暖房機、浴室用電気乾燥機）が指定から外れました。

改正後の政令及び省令（経済産業省特定保守製品に関する省令）について、以下のとおり解説いたします。

⚠ 用語の定義について

「除外対象製品」・・・今回の改正で対象外となる7製品のこと

「経過措置対象製品」・・・「除外対象製品であって、改正政令の公布の日前に点検期間の始期が到来しているもの及び同日から起算して1年を経過する日までの間に点検期間の始期が到来するもの（改正政令の施行前に点検実施済みのもの及び点検期間が経過しているものを除く。）」

⚠ 「経過措置対象製品」の対象範囲詳細については、別添をご参考ください。

消費生活用製品安全法の各規定の適用について

（第32条の2 事業の届出）

Q1 政令改正に伴い、特定保守製品の製造事業者等でなくなる場合、事業の廃止届を提出する必要はありますか？

A1 経過措置対象製品については、その点検期間が経過するまでの間は、該当する事象が発生した時には事業の承継・変更・廃止の届出が必要です。

その他の除外対象製品については、施行前に所有者の手元に渡った製品を含め、事業の開始・承継・変更・廃止の届出は不要です。

（第32条の3 点検期間等の設定）

Q2 施行後に法定点検に準じた自主点検を実施する場合、設計上の標準使用期間や点検期間について改正前の設定と変更しても良いでしょうか？

A2 除外対象製品に対しては、第32条の3の規定は適用されませんので、設計上の標準使用期間及び自主点検の点検期間について、改正前の設定と異なっても問題ありませんが、消費者の安全をしっかりと守っていただくために必要となる自主点検時期の設定をお願いします。

(第32条の4 製品の表示等)

Q3 改正後も、特定保守製品の表示がされた製品を販売しても問題ないでしょうか？

A3 製造ラインの切り替え等の対応が間に合わない等のやむを得ない理由のために、施行後においても、特定保守製品として義務づけられた表示等を残した状態で製造・販売することは法的には問題ございません。ただし、表示の混在によって消費者（購入者）に対して混乱を生じさせることは不適切な状態であるため、該当する製造事業者等においては、販売店等への指導等を徹底することで、消費者（購入者）への丁寧な説明を行い、混乱が生じないよう最大限努力する必要があります。除外対象製品について、特定保守製品としての表示等が残った製品が市場に混在しないよう、出来る限り速やかな対応を宜しくをお願いします。

Q3-2 特定保守製品の流通在庫について、販売事業者もしくは流通事業者から販売することは問題ないでしょうか？

A3-2 A3のとおり、特定保守製品の表示が残っている流通在庫について、施行後も販売されることは問題ございません。一方で、消費者に対しては、特定保守製品の指定から外れたため法定点検の対象外であることをご案内いただくとともに、あわせてメーカーによる自主点検の案内をしていただくことが望ましいと考えます。

(第32条の5 引き渡し時の説明)

Q4 施行前に製造し施行後に所有者の手元に渡る製品及び施行後に生産された製品ともに、施行後は引き渡し時の説明は不要と考えてよいでしょうか？

A4 除外対象製品については、施行後は引渡時の説明義務は課されません。ただし、改正前に製造されたもの等、特定保守製品の表示が付されている製品もあると考えられ、特定保守製品の指定から外れたため法定点検の対象外であることをご案内いただくとともに、あわせてメーカーによる自主点検の案内をしていただくことが望ましいと考えます。

Q4-2 施行後に販売する除外対象製品に、特定保守製品の所有者票が同梱されていましたが、「引渡し時の説明義務」「代行記入」は不要と考えてよいですか？

A4-2 不要です。ただし、特定保守製品の指定から外れたため法定点検の対象外であることをご案内いただくとともに、あわせてメーカーによる自主点検の案内をしていただくことが望ましいと考えます。

Q4-3 施行後に販売する除外対象製品に、メーカーによる自主点検のための所有者票（登録のための書類等）が同梱されていましたが、こちらも「引渡し時の説明義務」「代行記入」は不要と考えてよいですか？

A4-3 不要です。ただし、消費者に対して、安全のためにはメーカーによる点検を適切なタイミングで受けることが重要との旨を説明・推奨していただくことが望ましいと考えます。

（第32条の6 勧告及び公表）

Q5 施行後は、本規定は適用されないと解釈してよいでしょうか？

A5 施行前に所有者の手元に渡った製品を含め、除外対象製品については、本規定の適用対象外となります。

（第32条7 関連事業者の責務）

Q6 施行後は、本規定は適用されないと解釈してよいでしょうか？

A6 除外対象製品については、本規定の適用対象外となります。施行前に製造されたものについても同様ですが、特定保守製品の表示等が残っていることが考えられるため、混乱が生じないように、情報の円滑な提供に協力していただくことが望ましいと考えます。

（第32条の8 所有者情報の提供）

Q7 所有者および所有者から委託を受けた販売事業者等に、施行後も引き続き保守に資する通知を行うために所有者情報の提供をお願いすることは可能でしょうか？

A7 施行後は、除外対象製品にかかる所有者情報（消安法に基づく所有者情報ではない）は、個人情報保護法（以下「個情法」）に従い取得することが求められます。したがって、利用目的を公表又は取得後本人に速やかに通知することを前提として、所有者から製造事業者等が所有者情報を取得することは可能です（個情法第18条第1項）。販売事業者等を通じて取得する場合は、製造事業者等に対して所有者情報を提供する旨、販売事業者等が所有者からあらかじめ同意を得ておく必要があります（個情法第23条第1項）。

Q7-2 販売事業者は、製造事業者から所有者（購入者）情報の提供の依頼を受けた場合、応じなければならないでしょうか？

A7-2 施行後は、第32条の8は適用されません。一方、一般論としては、安全の観点から製造事業者が行うリコールや保守に資する通知のためには、可能な範囲でご協力いただくことが望ましいと考えます。

(第 32 条の 9 所有者情報の利用目的等の公表)

Q 8 施行前の特定保守製品に対して公表した利用目的は、半永久的に公表し続ける必要がありますか？

A 8 経過措置対象製品については、その点検期間が経過するまでの間は、引き続き本規定に基づき、施行前の特定保守製品に対して公表した利用目的を公表し続ける必要があります。

経過措置対象製品以外の除外対象製品については、施行前の特定保守製品に対して公表した利用目的は、施行前に製品を取得した所有者のために、注記（施行後は法定点検の対象外となるが、自主点検に活用する旨）等を付した上で、当面の間公表し続けることを推奨します。

Q 9 施行前に製造し施行後に所有者の手元に渡る製品及び施行後に生産された製品については、利用目的を法定点検ではなく自主点検への活用に変更することになります。この場合、変更後の利用目的と変更前の利用目的を併記する必要がありますか？

A 9 施行前に製造し施行後に所有者の手元に渡る製品（経過措置対象製品を除く）及び施行後に生産された製品については、変更後の利用目的（自主点検への活用と認識しています）のみ公表することで問題ありません。

(第 32 条の 10 利用目的の制限)

Q 1 0 施行後は所有者情報の利用目的はどのような制限を受けるのでしょうか？

A 1 0 経過措置対象製品については、引き続き本規定に基づき所有者情報の利用目的が制限されます。経過措置対象製品以外の除外対象製品については、施行前に所有者の手元に渡った製品を含め、施行後は、特定保守製品でなくなった製品に係る所有者情報（消安法に基づく所有者情報ではない）は個人情報保護法に従い管理することが求められます。このため、所有者情報を保有する製造事業者等には個人情報保護法第 15 条が適用されます。

(第 32 条の 11 所有者の名簿)

Q 1 1 施行後は、施行前に作成した所有者名簿を保管しなくても良いのでしょうか？

A 1 1 経過措置対象製品については引き続き本規定に基づき所有者名簿の整備が必要です。経過措置対象製品以外の除外対象製品については、本規定は適用されません。ただし、施行前に所有者の手元に渡った製品については自主点検への移行が推奨されますので、自主点検が終了するまでの間、その所有者名簿（消安法に基づく所有者情報ではない）の保管を推奨します。

(第 32 条の 12 点検その他の保守に関する事項の通知)

Q 1 2 施行後は、施行前に所有者の手元に渡った製品についても点検の通知は不要となるのでしょうか？

A1 2 経過措置対象製品については引き続き本規定に基づく点検その他の保守に関する事項の通知の発出が必要です。経過措置対象製品以外の除外対象製品については、本規定は適用されません。ただし、施行前に所有者の手元に渡った製品については、メーカーによる自主点検の案内通知が推奨されます。

(第 32 条の 13 所有者情報の管理)

Q1 3 施行前に所有者の手元に渡った製品、施行前に製造し施行後に所有者の手元に渡る製品及び施行後に生産された製品のそれぞれについて、所有者情報を自主点検の通知・実施に利用することは可能でしょうか？

A1 3 経過措置対象製品については、その点検期間が経過するまでの間は、引き続き本規定に基づく所有者情報の管理が必要です。点検期間が経過した後は、個人情報保護法第 20 条等に従い適切な管理をお願いします。

経過措置対象製品以外の除外対象製品については、施行後には、施行前に取得したものも含め所有者情報（消安法に基づく所有者情報ではない）は個人情報保護法に従い取得・管理することが求められます。このため、所有者情報を保有する製造事業者等には個人情報保護法第 15 条、第 16 条、第 20 条等に従い、利用目的の設定・変更・情報の管理をお願いします。

施行前に所有者の手元に渡った製品については、施行前に公表した利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲の変更（個人情報保護法第 15 条第 2 項）として変更後の利用目的を公表することで、所有者の同意を得ずとも当該情報を自主点検の通知、実施、保守に資する事項の通知に利用することが可能です。

施行前に製造し施行後に所有者の手元に渡る製品及び施行後に生産された製品については、所有者情報（消安法に基づく所有者情報ではない）の取得に当たって当該情報の利用目的（当該情報を自主点検の通知、実施、保守に資する事項の通知に利用する旨）を公表又は取得後本人に速やかに通知することにより、これらの利用は可能です。

(第 32 条の 14 所有者等の責務)

Q1 4 施行後も、所有者等の責務は引き続き適用されるのでしょうか？

A1 4 経過措置については、経過措置対象製品について法定点検を行うために必要となる最小限の義務規定を適用するとの考えであり、本規定については、努力義務規定であることから、施行後は適用されません。したがって、施行後は、経過措置対象製品を含む除外対象製品について、所有者等の責務はなくなります。

Q1 4-2 すでに経過措置対象製品について、現行法に基づき所有者に対して「点検期間内に点検を行うことが求められている」という所有者の責務を記して通知済みで、施行後に点検申し込

みがあった場合、改めて点検の責務が無くなっていることを再度案内する必要はあるでしょうか？

Q1 4-2 現行法に基づく通知義務をすでに果たしているため、再度の案内は不要です。

(第32条の15 点検実施義務) 関連：Q2

Q1 5 施行後の自主点検について、点検実施時期は特定保守製品と多少異なってもよいでしょうか？

A1 5 経過措置対象製品については、引き続き本規定に従い点検を実施する必要があります。経過措置対象製品以外の除外対象製品に対して、本規定は適用されませんので、自主点検の実施時期について特定保守製品と異なっても問題ありませんが、消費者の安全をしっかりと守っていただくために必要となる自主点検時期の設定をお願いします。

Q1 5-2 施行後の自主点検について、点検体制や技術レベル等は異なっても問題ないでしょうか？

A1 5-2 施行後の自主点検については、各メーカーそれぞれにおいて、点検体制等を整備していただくこととなります。基本的には法定点検と同レベルの点検実施が望ましいと考えますが、いずれにせよ、消費者の安全をしっかりと守っていただく点検の実施を宜しくをお願いします。

Q1 5-3 経過措置対象製品の点検について、経済産業省関係特定保守製品に関する省令別表第二に記載の点検基準に基づく必要はありますか？

A1 5-3 経過措置対象製品については、当該規定が適用されます。経済産業省関係特定保守製品に関する省令の一部を改正する省令（経済産業省令第62号 令和3年7月27日公布）附則第2条において、経過措置に基づく法定点検の実施の場合は、改正省令別表第二についてなお従前とする旨を規定しています。

Q1 5-4 施行後の自主点検について、経済産業省関係特定保守製品に関する省令に定められている点検基準に基づく必要はありますか？

A1 5-4 施行後の自主点検については、当該規定が適用されるわけではありません。しかし、一般論として、消費者の安全をしっかりと守っていただく必要となる点検内容とするために準用されることが望ましいと考えます。

(第32条の16 改善命令)

Q1 6 施行後は、改善命令の規定は引き続き適用されるのでしょうか？

A16 経過措置対象製品については、所有者情報の利用目的の公表、利用目的の制限、所有者名簿等、点検の通知、所有者情報の管理、点検実施義務について、引き続き本規定が適用されます。経過措置対象製品以外の除外対象製品については、本規定の適用対象外となります。

(第32条の19 特定製造事業者等による点検その他の保守の体制の整備)

Q17 施行後は、施行前に所有者の手元に渡った製品についても保守の体制の整備は不要と考えてよいでしょうか？

A17 施行前に所有者の手元に渡った製品を含め、除外対象製品については、本規定の適用対象外となります。ただし、自主点検を実施するにあたり十分な体制を整備していただくことが望ましいと考えます。

Q18 A14のとおり、施行後は所有者の責務規定は適用されませんが、経過措置対象製品にかかる点検通知において、経済産業省関係特定保守製品に関する省令第10条第2項第4号の記載は必要でしょうか？

A18 経済産業省関係特定保守製品に関する省令の一部を改正する省令（経済産業省令第62号令和3年7月27日公布）にあるとおり、経過措置対象製品に対する点検通知においては、当該事項を通知の内容に含む必要はございません。

(第32条の20 勧告及び命令)

Q19 施行後は、勧告及び命令は適用されないと考えてよいでしょうか？

A19 施行前に所有者の手元に渡った製品を含め、除外対象製品については、本規定の適用対象外となります。

(第32条の22 事業者の責務)

Q20 施行後は、本規定は適用されないと考えてよいでしょうか。

A20 法32条の22第1項では、「特定保守製品<等>の経年劣化による危害の発生を防止するよう努めなければならない」とされています。「特定保守製品等」は前条において定義づけされています。したがって、本規定については、施行後も引き続き事業者の責務として位置づけられます。

経過措置（附則第2条）について

Q2 1 経過措置対象製品の法定点検応諾義務の終期はいつですか？

A2 1 公布の日（2021/07/27）から1年の期間を経過する日（2022/07/26）までに点検始期が到来する製品の点検期間が終了するまでの間になります。よって、各製造事業者によってその終期は異なると想定されます。

Q2 2 経過措置対象製品の所有者票は、施行日以降に製造事業者が届いた場合、有効でしょうか？

A2 2 経過措置対象製品の所有者票は、施行日以降に届いた場合もこれまでどおり受け付けていただきます。なお、経過措置対象製品以外の除外対象製品について、施行日以降に所有者票が届くことが想定されますが、これらについては個人情報保護法に基づき適切に取扱いいただくようお願いいたします。（関連：A1 3）

経過措置（附則第3条）について

Q2 3 附則第3条に基づく周知は、どのような手段で周知を行うことが求められますか？

A2 3 附則第3条に基づく周知は、所有者情報が登録されている場合のため、郵送やメール等個別に通知をすることが望ましいと考えます。なお、所有者情報を登録していない所有者や、一般の消費者向けの周知は、HP掲載等でもかまいません。

Q2 4 附則第2条に規定される経過措置対象製品についても、附則第3条に基づく周知をする必要はありますか？

A2 4 附則第2条に規定される経過措置対象製品については、法第32条の12に基づく点検通知義務があるため、同条第4項「特定保守製品の適切な保守に資する事項」として、今般の制度改正について周知するようお願いいたします。

Q2 5 附則第3条に基づく周知は、いつまでに終了しなければならないのでしょうか？

A2 5 附則第3条に基づく周知について、その期限は特に定められておりません。各事業者の判断において、適切なタイミングで周知していただければと思います。

Q26 メーカーによるあんしん点検（自主点検）の案内が届きました。この点検を受ける必要はありますか？

A26 一般論として、安全対策のために適切なタイミングでメーカーによる点検を受けていただくことを推奨しております。

Q27 メーカーによるあんしん点検（自主点検）の案内とともに、所有者情報を登録するよう記載されていました。登録する必要はありますか？

A27 所有者情報を登録する必要は必ずしもありませんが、一般論として、安全対策のために適切なタイミングでメーカーによる点検を受けていただくことを推奨しております。メーカーによるあんしん点検を受ける場合には、適宜メーカーにご連絡してください。

Q28 改正政令施行後は、市中の事業者（これまで特定製造事業者等ではなかった、都市ガス事業者、LP事業者、住設事業者等）が除外対象製品について自由に点検を実施しても問題ないでしょうか？

A28 問題ございません。ただし、経過措置対象製品については、引き続き特定製造事業者等において法定点検を行っていただくこととなります。

Q29 メーカーではない事業者からの点検案内がきました。メーカーによる点検とどちらを受けるべきでしょうか？

A29 メーカーによる点検とメーカーではない事業者による点検については、点検内容等が異なる可能性があります。点検内容等についてはしっかりと御確認の上で判断いただければと思います。